

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

字の区域の変更
字の区域の新設等

保険医療機関等の指定

保険医の登録

土地改良事業の工事の完了

出納長の権限に属する事務の委任

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十三年二月鳥取県条例第三号）中別表第一の改正規定のうち第二種県営住宅の表の緑町第四団地に関する部分の施行期日は、昭和五十三年七月十八日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和

五十三年五月鳥取県条例第十九号) 中別表第一の改正規定のうちひばりが丘第五団地に関する部分の施行期日は、昭和五十三年七月十八日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表の湖南の項の次に次のように加える。

緑町第四

一八、五〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の栄第二の項の次に次のように加える。

ひばりが丘第五

一八、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(家賃等の減額)

2 この規則の施行の日の前日において現に緑町第一団地、ひばりが丘第一団地又はひばりが丘第二団地に入居している者で引き続き次の表の上欄に掲げる県営住宅に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。)第十二条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

| 緑町第四 | | ひばりが丘第五 | |
|-----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 昭和五十三年七月十八日から昭和五十四年三月三十一日まで | 三、七〇〇円 | 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで | 七、四〇〇円 |
| 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで | 七、四〇〇円 | 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで | 一〇、八〇〇円 |
| 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで | 一一、一〇〇円 | 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで | 一四、四〇〇円 |
| 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで | 一四、八〇〇円 | | |
| 昭和五十七年七月十八日から昭和五十四年三月三十一日まで | 三、六〇〇円 | | |
| 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで | 七、二〇〇円 | | |

3 前項の規定により家賃が減額されることとなる者に係る割増賃料については、その額を、条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項の規定による減額後の家賃に条例附則

第八項の規定により読み替えられた条例第二十一条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

告 示

鳥取県告示第六百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | |
|-------------|------------------------------|
| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域（昭和五十三年五月二十二日現在の地番による。） |
| 大字北方字長田 | 大字北方字長田の全域及び大字福成字穴田二六七五の二 |
| 大字福成字穴田 | 大字福成字穴田のうち二六七五の二以外の区域 |

鳥取県告示第六百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和五十三年五月二十二日現在の地番による。）

大字下中谷字賀祥

大字下中谷字河原田下モ一の二から一の五まで、二の一から二の三まで、三の一、三の二、四の一から四の一五まで、五の一から五の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六の一から六の三までと一体をなす国有地の一部、大字下中谷字峠下モ七二の二並びに大字能竹字畑ヶ谷四一五、四一六の一及び四一六の二並びに四一三、四一四の一、四一四の二、四一五及び四一六の一と一体をなす国有地の一部

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十三年五月二十二日現在の地番による。）

大字下中谷

大字下中谷字河原田下モのうち一の二から一の五まで、

字河原田下モ

二の一から二の三まで、三の一、三の二、四の一から四の一五まで、五の一から五の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六の一から六の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字下中谷字峠下モ

大字下中谷字峠下モのうち七二の二以外の区域

大字能竹字畑ヶ谷

大字能竹字畑ヶ谷のうち四一五、四一六の一及び四一六の二並びに四一三、四一四の一、四一四の二、四一五及び四一六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百二十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|--------------------|-------------|
| 国立鳥取療養所 | 鳥取市三津八七六 | 昭和五十三年七月一日 |
| 鳥取市立病院 | 鳥取市幸町七一 | " |
| 医療法人仁厚会 倉吉病院 | 倉吉市山根四三 | " |
| 数内医院 | 境港市外江町三五四七 | " |
| 池淵医院 | 境港市栄町八八 | 昭和五十三年七月十二日 |
| 国立療養所 鳥取病院 | 岩美郡国府町奥谷 三五八一二 | 昭和五十三年七月一日 |
| 鳥取県郡家保健所 | 八頭郡郡家町郡家 | " |
| 国民健康保険 智頭病院 | 八頭郡智頭町大字智頭 一八七五 | " |
| 鳥取県浜村保健所 | 気高郡気高町大字八幡 | " |
| 太田原医院 | 気高郡気高町宝木 八二七一五 | " |

鳥取県告示第六百二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|----------------------|-------------------|---|
| 国立三朝温泉病院 | 東伯郡三朝町大字山田 六九〇 | " |
| 岡山大学医学部附 属病院 三朝分院 | 東伯郡三朝町大字山田 八二七 | " |
| 佐々木医院 | 西伯郡中山町田中 六四六一一 | " |
| 鳥取県根雨保健所 | 日野郡日野町根雨 | " |
| 足立歯科医院 | 境港市明治町八 | " |
| 船木歯科医院 | 西伯郡名和町御来屋九三一 | " |
| イヌイ薬品株式会社 | 鳥取市御弓町五六 | " |
| ヨネヤマ薬局 | 鳥取市今町二九〇 | " |

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|-----------|--------------|
| 安 藤 雅 史 | 鳥医第二、二七六号 | 昭和五十三年六月二十日 |
| 石 亀 一 実 | 鳥医第二、二七七号 | 昭和五十三年六月二十一日 |
| 鳥 谷 武 昭 | 鳥医第二、二七八号 | 昭和五十三年六月二十八日 |

鳥取県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 土地改良事業の名称 | 工事を完了年月日 | 届 出 者 |
|-------------------------|-------------|----------------------------|
| 団体営夜見（夜見）地区 農業用排水事業 | 昭和五十三年三月十五日 | 樋口川土地改良事業共同 施行委員長 森貞寿郎 |
| 団体営夜見（上富益）地区 農業用排水事業 | 昭和五十三年三月十五日 | 長兵衛川土地改良事業共 同施行委員長 吉岡真男 |

鳥取県告示第六百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させ

た。

昭和五十三年七月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任させた事務

デュークエイセスファミリーコンサート入場料、古典落語鑑賞会入場料及び読売日本交響楽団演奏会入場料の収納事務

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 薦井洋史

三 委任期間

昭和五十三年七月二十日から同年十一月十八日まで